

平成28年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成28年6月8日(水)
午後3時30分から5時まで
場所) 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀会長, 金東瑛委員, 末松和子委員, 古舘由美委員,
宮澤イザベル委員

■欠席委員

小関一絵委員, 寺田佳宏委員, 吉松慎二委員

■事務局出席者

高砂義行経済商工観光部理事兼次長
三坂達也経済商工観光部参事兼国際経済・交流課長
千坂守経済商工観光部国際経済・交流課長補佐(総括担当)
小山和郎経済商工観光部国際経済・交流課長補佐(企画・多文化共生班長)

【開会】

それではただいまから、「平成28年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」を開催いたします。開会にあたりまして、宮城県経済商工観光部理事兼次長の高砂義行から御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

次長) 経済商工観光部理事兼次長の高砂でございます。本日は、お忙しいなか、「平成28年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、県の多文化共生施策の推進に当たりましては、日頃から多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年度は、委員の皆様にご尽力いただき策定した「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき施策を実施していく計画期間の2年目でございます。本日は、昨年度に実施した多文化共生社会推進に係る各種事業の実施に関する御報告と今年度を実施する事業計画について御審議を賜ることとしております。

第2期計画は、東日本大震災の経験を踏まえ、外国人県民を含めた地域コミュニティの形成や地域参画による外国人県民の社会参画の推進を図ることとしていることから、平成26年度から県内市町村をM I Aと訪問し、現在の多文化推進状況や抱えている問題や課題などの現場の声を伺っており、昨年度も5市1村について意見交換を行ってまいりました。

それらを踏まえ、地域住民や学校への啓発に力を入れていくこととしておりますが、これらの事業は県だけでは実施できるものではございません。市町村の力や関係機関との連携を

一層深めながら各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、定住人口が減少していくという仕方がない社会傾向がありますが、その中にある経済が減退しないよう、県としては交流人口を増やすということに取り組んでいるところです。これは、基本的には観光分野ということで、特に外国人観光客につきましてはインバウンド誘致を実現していこうということになります。現在定住されている外国人県民の方が生活上困る事というのは、外国人観光客として来られるお客様にとっても困る事だと思いますので、定住外国人の方や皆様方有識者の方々から日々御意見を頂戴して、こういった問題を解決することが外国人観光客の方々に心地よく観光していただけることにつながるのかといったことについて取り組んでまいります。

つきましては、委員の皆様には引き続き、多文化共生社会実現のために大所高所からの御助言をいただきますようお願い申し上げます。

一方、国の動きといたしましては、ヘイトスピーチと呼ばれる民族差別的な言動を繰り返す街宣活動を解消するための法律が、先の国会で可決・成立いたしました。法律では、国の責務として、ヘイトスピーチの相談や紛争の防止に当たる体制の整備・教育や啓発活動に取り組むことなどを明記しています。

また、現在政府では、産業競争力強化の1つとして、外国人材活用を重要な成長戦略と位置づけ、高度外国人材の受入促進を検討しております。

本県におきましても、国際ブランド「MIYAGI」の確立による富県宮城の実現を目指して「国際戦略プラン」を策定し、各種施策に取り組んでおりますが、この中でも多文化共生の推進を掲げ、外国人県民が本県地域を支える人材として能力を発揮できるように支援してまいります。

委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

司会) それでは、今年度の事務局職員を紹介いたします。

ただ今御挨拶申し上げました、経済商工観光部理事兼次長の高砂でございます。

経済商工観光部参事兼国際経済・交流課長の三坂でございます。

経済商工観光部国際経済・交流課総括課長補佐の千坂でございます。

私は、企画・多文化共生班課長補佐の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高砂理事はこの後所要がございますので、ここで退席させていただきます。

司会) 本会議は、10名の委員により構成されておりますが、本日は7名の御出席をいただいております。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、人事異動によりまして、新たに宮城労働局職業安定部長の吉松慎二様には、本日付で委員をお引き受けいただくこととなっておりますが、本日は御欠席となっております。

ます。小関委員・寺田委員につきましても御欠席でございます。

また、県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議は公開となっておりますことを申し添えます。

ここからは、条例第17条に基づき、議事の進行については会長にお願いすることとなります。市瀬会長よろしくお願ひいたします。

市瀬委員) それでは、本日の議事を進めたいと思います。

先ほど高砂理事からもお話がありましたが、多文化共生社会の推進というのは2005年頃から取り組まれ、10年程度の歴史があることとなります。その中で、東日本大震災を経験し、昨今の状況では、人口減少社会の中にあつて定住人口が増えないなか、交流人口をいかに増やしていき各地域を活性化していくのかということが大きな流れになっていると思います。そういった意味で、多文化共生と観光インバウンド・短期の留学生等の交流人口を見据えた多文化共生のあり方について焦点があたってきているということで、宮城県でも先日柴田町で多文化共生シンポジウムを開催していただきましたが、そういった部分を考慮したシンポジウムになったのではないかと思います。

一方で、交流人口と定住人口の接点ということですが、地域に定住している外国人の方が交流で来訪した方の引き受け(ツアーガイド・おもてなし役)として活躍しているなどの事例も出ているというふうに思います。

そうした昨今の状況ですが、前回の審議会では委員の皆様から積極的な意見をいただくことができ、特に教育分野における困難な課題に目を向けるべきだといった意見や、長期定住の外国人のリーダーをどう育てて活躍の場をあたえていったら良いのかということ、長期在住者の読み書き能力をどう向上させていくべきかといった貴重な御意見を頂戴出来たと思います。

今年度の審議会は今回の1回のみということですので、ぜひいろいろなアドバイスをいただきまして、短期の計画に反映させることができるもの・長期的に考えなければならないものについてしっかりと議論を残していきたいと思ひますので、御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、まず議事事項の1「平成27年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について」、事務局から説明をお願ひいたします。

課長) それでは、「平成27年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」について御説明申し上げます。

今回御提示させていただく内容は、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定に基づくものでございます。この規定に基づき、毎年度県議会に報告しているものでございます。本日はその内容について御審議いただきたいと思ひます。

資料は、資料1-1の概要版と、資料1-2に分けて作成しておりますが、本日は資料1-2を使って御説明させていただきます。

それでは資料2ページをお開きください。はじめに「意識の壁」の解消を図るための取組でございます。

まず、(1)の「シンポジウム開催事業」でございます。

昨年度は、柴田町において「多文化共生シンポジウム in 柴田」を「地元で暮らす外国人と共に魅力ある地域づくりを！～観光戦略を考える～」というテーマで開催いたしました。

柴田町においては、最大のイベントである「桜まつり」において、近年外国人観光客の来訪が増加していますが、その受入や対応については課題も生じております。このため、「多文化共生の視点でつくる観光戦略」というテーマで、地元在住の外国人の参画による観光情報の多言語化や通訳ボランティアなどの人材発掘、及び日頃の地域コミュニティづくりなどを考えながら、多文化共生に関する意識の醸成を図ることを目的として開催いたしました。

シンポジウムでは、「在住外国人の参画による多文化共生の地域づくりと観光戦略」と題して基調講演を行ったほか、「在住外国人との協働による外国人観光客のおもてなし～県内各地の取組と桜のまち・柴田の可能性～」をテーマに、地元で活躍している外国人住民や県内の他の地域で取組を行っている職員などによるパネルディスカッションを通して、県民の多文化共生に関する啓発を行いました。

次に資料3ページ中段をご覧ください。

(2)の「啓発ツール作成事業」でございますが、お手元にお配りしております「一般県民向け啓発リーフレット」を8,000部作成したほか、啓発用パネルを作成し、シンポジウムや研修会で配布・掲示を行うことにより多文化共生社会の普及・啓発を行いました。

次に資料4ページをお開きください。

(3)の「審議会運営事業」でございます。

昨年度は、6月5日開催の第1回審議会におきまして、平成26年度に講じた施策について、また、平成27年の多文化共生推進事業について御審議いただきました。

また、3月15日開催の第2回審議会におきましては、平成28年2月1日から第5期委員に就任いただきました現委員の皆様にご依頼状を交付させていただいたほか、多文化共生に関する問題点や今後必要と考えられる事項などについて貴重な御意見をいただきました。

続きまして、5ページの下段をご覧ください。

(4)の「市町村等研修会開催事業」でございます。

この研修会は、市町村や国際交流協会の多文化共生施策の推進体制を整備するために開催しております。昨年度は当審議会の市瀬会長に講師をお務めいただき、「多文化共生社会の形成促進に関する課題と方策」について講演をいただきました。

続いて6ページをお開きください。

ここからは、「言葉の壁」の解消を図るための取組になります。

まず、(1)「災害時通訳ボランティア整備事業」でございます。

この事業は、県内で大規模災害が発生した際に、県の機関や市町村など被災地からの要請に応じ、必要な言語の通訳ボランティアの派遣及びその体制を整備するもので、ボランティアの確保、養成、派遣に関する事務など、その運営を宮城県国際化協会に業務委託しております。

通訳ボランティアとして、27年度末現在で前年度から1名減の132名の方々に御登録いただき、また、前年度と同数となりましたが、21言語での対応が可能な体制となっております。平成27年度の派遣実績ですが、岩沼市を会場とした平成27年度9.1総合防災訓

練にボランティア3名を派遣し、多言語放送（英語、ハングル、中国語）や、災害ボランティアセンターで外国人被災者やボランティアの受け入れを想定した受付の模擬訓練を行う予定でしたが、雨天による中止となったため、平成27年度の派遣実績はございませんでした。

また、「災害時通訳ボランティア・県国際化協会外国人支援通訳サポーター合同研修会」を開催し、体験発表や意見交換を通して研修を行いました。

続いて8ページをご覧ください。ここからは「生活の壁」の解消を図るための取組です。

(1)「外国人相談センター設置事業」でございますが、宮城県国際化協会に業務委託の上、協会内に「みやぎ外国人相談センター」を設置し、外国人県民やその家族等からの相談に対応いたしました。

相談センターの対応曜日は、英語・中国語・韓国語は毎週月曜日から金曜日まで、タガログ語は毎週水曜日、ポルトガル語は毎月第2・第4金曜日に対応しており、平成27年度からは新たにベトナム語を追加し、毎月第2・第4火曜日に対応しております。

相談件数は、226件で、内訳は8ページに記載のとおり、震災関連が1件と、ピークだった22年度の1,069件から大幅に減少いたしました。

続きまして9ページをご覧ください。相談対応言語は、日本語が一番多く32.7%、以下中国語、英語、韓国語、タガログ語、ベトナム語と続きます。

相談内容については、「暮らし一般」及び「家庭生活」が多く、合計で全体の約37%を占めております。以下、「医療保健福祉」13.7%、「在留資格」11.5%と続きます。

具体的な相談内容ですが、「暮らし一般」ではゴミ出しのルールについてなど、「家庭生活」では離婚に関する諸手続など、「医療保健福祉」では外国語で対応可能な病院の紹介や健康保険に関する手続についてなど、「在留資格」では在留資格の要件に該当しなくなった場合の手続についてなどに対応いたしました。

続きまして9ページの中段をご覧ください。

(2)「多文化共生研修会開催事業」でございます。

外国人等からの相談を受ける立場にある市町村、国際交流協会、相談センター等の担当職員の対応技能向上を図るため研修会を開催いたしております。

平成27年度は、当課職員から「宮城県における外国人県民の概況等」について説明を行ったほか、事例発表Ⅰとして、「外国人県民との円滑なコミュニケーション」と題し、「やさしい日本語」に関して行った白石市役所職員の研修会について、白石市総務部総務課の佐藤主幹兼係長から報告いただくとともに、事例発表Ⅱとして、「外国人にやさしい街づくり～英語ガイドマップの作成～」と題し、古川善意通訳者の会 代表の宍戸氏から当会が作成した英語ガイドマップについて報告いただきました。

続きまして、11ページをご覧ください。宮城県多文化共生社会推進計画で定める6つの評価指標の進捗状況について御説明いたします。

こちらは第2期計画の指標となっております。第2期計画は平成26年度から平成30年度までの計画ですので、この数値は2年目の実績となります。

はじめに評価指標1「多文化共生啓発事業を実施している市町村数」でございます。

計画策定段階におきましては2市のみでございましたが、平成26年度の実績は4市、平

成 27 年度の実績はさらに 2 団体増えて 5 市 1 町となっております。

つぎに評価指標 2 「多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数」でございます。

平成 25 年度から平成 26 年度まで実績はございませんでしたが、平成 27 年度は 203 人の増加となっております。

この指標は、県民への啓発事業の一つとして、地域コミュニティの代表である民生委員・児童委員や町内会・自治会関係者への啓発により、地域の理解・協力を得るということを想定して設定したものです。平成 27 年度は、白石市及び柴田町に御協力いただき、民生委員・児童委員の連絡協議会や定例理事会の時間を少々頂戴いたしまして、多文化共生に関する理念の説明や、当方が作成したヘルプカードについて説明を行いました。

また、先に御説明した多文化共生シンポジウムにつきましても、多文化共生に関する啓発の場と捉えまして、27 年度は柴田町において多くの行政区代表の方々や民生委員の方にお声かけをして御参加いただきました。その結果として、合計 203 名の参加ということとなりました。

今後も、民生委員等へ説明を行う機会をいただくことができるよう、各市町村へ粘り強く働きかけてまいりたいと思います。

続いて、12 ページをご覧ください。

評価指標 3 「多言語による生活情報の提供実施市町村数」でございます。

計画策定段階では 9 市町村であり、平成 26 年度には 12 市町村でした。平成 27 年度は 14 市町村となり、前年度から 2 団体増加しております。前年度からの増加についてですが、塩竈市及び丸森町の公式ホームページの多言語化によるものです。

実施している 14 市町村につきましても、すべての生活情報に対応しているものではありませんが、生活情報一部のみに対応であっても、市町村ごとに外国人住民の状況が異なっており、必要に応じ対応しているものと考えております。

続いて、評価指標 4 「日本語講座開設数」でございます。

計画策定段階では 28 講座であり、平成 26 年度では 1 講座減の 27 講座、平成 27 年度は前年度から 1 講座増加し 28 講座となりました。

次に 13 ページをご覧ください。評価指標 5 「外国人相談対応体制を整備している市町村数」でございます。

計画策定段階で 5 市町村であり、平成 26 年度実績では 1 増加し 6 市町村でしたが、平成 27 年度は昨年度と同数の 6 市町村となりました。

最後に、評価指標 6 「技能実習生を除く外国人雇用者数（厚生労働省調べ）」でございます。

こちらは第 2 期計画からの新規指標となっております。平成 25 年度の実績としましては計画段階で 3,212 人でしたが、平成 26 年度では 3,945 人、平成 27 年度では 4,042 人となっており、既に目標値である 3,900 人を上回っております。

平成 26 年度（これは平成 25 年度の実績を用いておりますが）では、前年度から 733 人増加し 22.8% の増加率となっており、平成 27 年度（平成 26 年度実績）では、前年度から 97 人増加し 2.5% の増加率となっております。

年度によって増加率にバラツキがありますが、近年大幅に増加した要因としては、震災後

の復興需要によるものも一因と考えられることから、この増加率は一過性のものではないかと考えております。なお、計画策定時に設定した平均増加率は3.3パーセントですので、概ねそのような状況が平常的な状況と考えております。

指標全体を見ますと、これまでなかなか実績があがらなかった2期計画からの新規指標についても、平成27年度に取り組んだ成果として一定の実績を上げることができましたが、前年度から全く変化のない指標もあるため、引き続き目標達成に向けて施策・事業を実施し、進捗を把握してまいります。

平成27年度に講じた施策については以上でございます。御審議について、よろしく願いいたします。

市瀬会長) 報告ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について何か御意見・御質問はございませんでしょうか。

では、皆様がお考えの間に私からお話させていただきます。

評価指標に関しまして11ページでございますが、第2期計画ではコミュニティにおいて多文化共生の価値をどう広めるのかということがかなり重要になっております。その中において白石市と柴田町の民生委員の連絡会議において多文化共生についての理念の説明を行うことができたということはとても重要な事項だと考えております。御尽力いただきましてありがとうございました。と同時に、その他の市町村に対しても民生委員等にこのような啓発を行うことができるような形になっていくと良いと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

課長) 今の件について補足説明させていただきますと、昨年度の審議会で御報告した際には、この指標に関しましてはまだ実績がない状況でしたので、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。そこで、昨年度は若干焦点を絞った形で各市町村に御協力をお願いいたしました。

民生委員の方々には多数のテーマを持っている関係上、その他の事項について時間をとることにどうしても難色を示される市町村が多い状況にあるのですが、例えば在住外国人の災害対応等についてということに焦点を絞って働きかけたところ、関心を持って御協力いただくことができました。引き続き他の市町村にも御協力いただけるよう働きかけてまいりたいと思います。

市瀬会長) 今の御説明ですと、単に多文化共生の価値を認識してくださいということだとなかなかイメージを持つことが難しいので、例えば防災と絡めて緊急時にこのような認識が必要だというようなアプローチをするとイメージが伝わり易いということですね。ありがとうございました。他に何かございませんか。

金委員) 評価指標1の「多文化共生啓発事業を実施している市町村数」について、実績は6市町村ということですが、実態としては多くの市町村で国際交流協会祭りなどを実施していますので、例えばそういった地域の祭りなどに行政の方が広報活動に参加して多文化共生の施策

を広く市民に訴えるというような事も実績につながっていくのかなと思いました。もちろん私も、そのような機会には団体として積極的に参加し広報を行っておりますが、実績として少ないという印象を持ったので、何か工夫をして啓発できたら良いと思いました。

課長) いま御指摘いただいた場面は多くの外国人県民の方々も参加する機会だと思いますので、情報のアンテナを高くし、我々も普及啓発活動に参加させていただけるような取組を行ってまいりたいと思います。

市瀬会長) 人権啓発の事業はどのような普及啓発活動をなさっていますか。イベントにブースを出したりすることがあるのかどうかについてお聞きします。

課長) 人権啓発事業につきましては、当課としてもこれまで説明してまいりました取組について活用させていただいておりますが、その他の差別やヘイトといった事項に関する人権啓発事業ということですと、県庁内の別の担当課において実施しており、いろいろな形で普及啓発していると思いますが詳細は把握しておりませんでしたので、なお関係課に確認したいと思います。

市瀬会長) 先ほど高砂理事からヘイトスピーチの話があったので、関連してお話させていただきました。その他いかがでしょうか。

李委員) 評価指標6「技能実習生を除く外国人雇用者数」についてですが、この指標については現段階で当初の目標設定を遙かに超えているようです。このことについて説明をお願いいたします。

課長) これは、目標を設定した直後に東日本大震災の影響を色濃く受けていたということがあります。いったんは実績が下がりましたがその後急速に回復をしており、沿岸部などを中心に人手不足の状況があるからなのであろうということが手持ちの資料をみた上での意見です。

資格別では雇用の内訳までは正確に掴みきれれておりませんが、伸びのテンポといたしましては、平成27年は技能実習生を除いたの方々についても約700人以上増加しているということから、有効求人倍率が高い状況が続いていることを受けて増加したのだろうと考えております。

また、国籍別で見ますと、外国人労働者の中で最も多いのは中国の方となっております。震災後一時減少しましたが、その後これまでに400人程度の微増となっております。それ以外の国で大きく増加しているのはネパールの方々となっております。平成24年度は71人だったところ平成26年度には381人に、平成27年度には870人に増加し、ある程度労働力を供給するルートが出来つつあるのかなというように思います。近年は全般に東南アジア系の方が増加傾向にあり、ベトナムの方も平成26年度と27年度を比べると300人程度増えていますので、ネパールとベトナムの方を合わせると800人近くが単年度で増加しているということになります。

末松委員) さらに補足をお願いしたいのですが、評価指標の6について「技能実習生を除く」とありますが、これは厚生労働省の調査なので除くことになっているのか、ということと、ネパール及びベトナムからの労働者が増えているというお話ですが、みやぎ外国人相談センターでのネパール語での対応について今後予定はあるのかということ、また、この方達がそういったサービスがあるということを知っているのか、私達が今後どのようにアウトリーチすれば良いのかということ、最後に、さまざまな活動をされていて素晴らしいと思いますが、例えば評価指標の2におけるシンポジウムの参加者について、参加された県民の方達が多文化共生に関してどのように意識を変えられたかについてアンケート調査のようなものをされているのか、ということについてお聞きします。

課長) 前段のネパール語での相談についてですが、次の議題「平成28年度の事業概要」の中で御説明する予定ですが、在住外国人の状況、特にニューカマーの方々の状況が変化してきておりますことから、みやぎ外国人相談センターについて平成28年度からネパール語とインドネシア語の相談対応体制を整え事業を実施しております。なお予算上の制約もございますので、従前のように曜日を指定して相談対応するというのではなく、相談の電話を受けた際に、それぞれの言語で対応できる登録相談員と相談者をトリオフォンでつないで対応するという形にしております。

後段のシンポジウムにおけるアンケート調査についてですが、シンポジウムの際にアンケートを実施しており「多文化共生という事自体を知っていましたか」という質問に関しまして「もともと知っていた」という人が34.3%、「聞いたことがある」という人が19.2%、「聞いたこともなかった」という人が45.5パーセントとなっております。また、「今回のようなシンポジウムを今後も続けた方がよいと思いますか。」という質問に関しまして、「今後も続けるべき」と答えた人が60.0%、「実施方法を見直した上で続けるべき」という人が27.3%であり、合計で約9割近い人からこのようなシンポジウムを続けて欲しいという回答を得られました。また、自由意見としては、例えば「多文化を理解することにより人間性の中を広げることができ、外国人とも楽に接することができるようになると思う。」といったような回答をいただいております。

阿部委員) 外国人相談センターの周知の仕方について、相談件数が平成27年度は226件と減っているようですが、先ほどの御説明の中で、今年度からトリオフォンを活用した相談体制を整えているというお話でしたので、今年度はもっと増えて欲しいという感想を持っています。評価指標5で「外国人相談対応体制を整備している市町村数」が現在のところ6市町村ということですが、整備をして活用して欲しいという意図は何えませんが実際に相談件数が減っているところを見ると、せっかく体制を整備していても実際はなかなか活用されていないのではないかとこのことを危惧しております。身近な知人にこういったものがあるとお話したことがあるのですが、意外に知られていませんでした。昨年度の実績として「県政ラジオ番組等により周知を行った」とありますが、周知の仕方をもっと工夫して、利用がより促進されるようにすべきではないかと思えます。

課長) 利用者の方々にこういった制度があるということをいかに周知していくかというのは重要な事と理解しております。ニューカマーの方々にどのように周知していくかについては悩ましいところがありますが、市町村の窓口をはじめ、外国人をサポートする機会のある方々に確実に情報を伝えていくべきと考えております。昨年度末もM I Aと周知方法について相談したところですが、まだ模索している最中です。また、県政媒体での周知も影響力がありますので利用していきたいと思っておりますが、なかなか優先度があがらないという実態があり昨年度はラジオ放送とさせていただきました。今後もできるだけ影響力の強い媒体による広報に努めてまいりたいと思います。

末松委員) 今の件に関して、SNSの利活用は考えていますか。

課長) 当課で英語のSNSであります「V i s i t M i y a g i」というフェイスブックがございまして、こちらは観光情報の発信が主となりますが、閲覧者の数も結構多いので、こういった媒体も場合によっては活用できるのかなと考えています。中国語やその他の言語についてもSNSを作成し運営していきたいと思っておりますが、なかなか体制が整わない状況ですので、引き続きの課題と考えております。

宮澤委員) SenTIAで行っていたのですが、事前にメールを登録しておけばニュースレターのようなもので情報が得られるというシステムがあり、私も一時期は登録しておりました。例えば、今回の市政だよりについてはこのような中身になっているというような説明になっていて便利でしたので、お手間をかけることにはなりますがそのような手段もあると思います。

また私からの質問といたしまして、医療通訳派遣事業の実績についてですが、平成27年度はどの程度の件数でこういった言語での依頼があったのかということをお聞きしたいと思います。

課長) 前段の市町村を活用しての広報についてですが、国際交流の部門においてはこの相談センターがずいぶん役に立つという認識が深まってきているという実感があり、例えば市町村の窓口においてポスターの掲示などを依頼して周知している状況ですが、今の御意見を参考にしまして、今後は、市町村の広報媒体等にも周知についてお願いをしていきたいと思えます。

医療通訳の実績につきましては、手元に資料がございませんので後ほど御報告させていただきます。

金委員) 先ほど三坂課長から、ネパールの方が800人に増えたという話がありましたが、これは労働者の数値となりますか。それとも在留者でしょうか。

課長) ネパール人の平成27年10月現在の労働者数が約800人であり、その内訳が必ずし

も具体的ではありませんが、かなりの数が留学をしながらアルバイトをしている形態というふうに取り取れます。

金委員) 私の事務所近くのコンビニエンスストアでは、ベトナムやネパールの方がアルバイトをしています。また、近所の語学学校の生徒は、以前は中国・韓国の方が大半だったのですが、今ではほとんどがベトナム・ネパール・インドネシアの方に変わってきております。こういった実態を見ますと、確かに労働者は4,000人以上に増加しているようですが、これらの語学学校で学ぶアルバイトも含めた数値と理解してよろしいのでしょうか。

先ほど相談センターの広報についていろいろと御意見がありました。仙台市内であればこういった日本語学校や専門学校には当然周知されていることと思いますが、その他に、私の事務所の近くにネパールの学生が増えたところ、ネパール料理屋が2軒増え、そのお店がおそらくネパールの学生の交流の場の役割をしていると思いますので、例えばこういったところに相談センターの周知をするなど、地域のエスニックの拠点に広報活動を行えば、ただ単に学校の先生に言われるよりももっと親しみやすいのではないかと思いますので、提案させていただきます。

市瀬会長) ありがとうございます。情報の提供方法についてはこれまでも議論となったところです。マンパワーの問題もあることと思われませんが、委員の皆様からいただいた意見を参考にさせていただき、引き続き御尽力をお願いいたします。

それでは次に、議事の(2)となります、平成28年度多文化共生推進事業について、事務局から御説明をお願いいたします。

課長) それでは、平成28年度多文化共生推進事業について御説明させていただきます。資料2をご覧ください。事業の枠組としましては、これまでと同様に「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」それぞれの解消を目的としており、それぞれの事業を企画するに当たって、第2期計画に基づいた内容で実施したいと考えております。

はじめに、「意識の壁」の解消を目的とした事業として、5つの事業を予定しております。

「意識の壁」解消事業の1番目、シンポジウムにつきましては、今後、市町村の意向を確認し、開催を希望する市町村と協議しながら、テーマなどを決定していくこととしておりますが、第2期計画において新たに追加しました「外国人県民と地域住民との連携の推進」の視点を啓発できる内容を検討したいと存じます。

2番目の「啓発ツール作成事業」では、教職員関係者及び児童生徒向けの多文化共生理念啓発のための資料の作成を予定しております。この事業につきましては、対象を大人向けにするのか児童生徒向けにするのかといった議論を含めて今後検討を行いながら、教育現場における多文化共生の理念の啓発に向けて、教育庁とも連携を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

3番目の「多文化共生社会推進審議会運営事業」につきましては、本日、お集まりいただいております審議会の開催事業となっております。「多文化共生社会推進条例」に基づき、今年度も審議会の設置・運営をしてまいります。

4番目の「市町村等研修会開催事業」でございます。第2期計画の中では、外国人県民等に最も身近な行政機関である市町村を住民施策である多文化共生の取組を行う主体者と位置づけていることから、県の計画のさらなる周知を図るとともに、市町村に多文化共生の理念を一層啓発していきたいと考えております。

5番目の「多文化共生推進連絡会議運営事業」では、まずは県庁内の関係機関に多文化共生の理念を浸透させる必要があると考え、庁内関係各課連絡会議として多文化に関連のある関係課との連絡会議を開催したいと考えております。

次に、「言葉の壁」解消事業ですが、「災害時通訳ボランティア整備事業」として、今年度も災害時の通訳ボランティアの募集・登録、養成、派遣に関する事業を宮城県国際化協会に業務委託しております。

最後に、「生活の壁」解消事業でございます。裏面をご覧ください。

1番目の「みやぎ外国人相談センターの設置事業」につきましては、引き続き宮城県国際化協会へ業務委託し、外国人県民やその家族の日常生活の悩み解消を図るため、多言語による相談窓口の設置・運営を行います。平成28年度からは新たにネパール語とインドネシア語にもトリオフォンを活用して対応できる体制を整備して事業を実施しております。

2番目の「多文化共生研修会開催事業」では、市町村職員、国際交流協会職員、相談員や日本語ボランティア等を対象とした研修会を開催いたします。開催テーマにつきましては、今後宮城県国際化協会の意見などを参考に設定して参ることとしております。

その他、この資料に掲載していない非予算の事業についても御紹介いたします。

平成26年度から、各市町村の多文化共生への取組を促進するため、宮城県国際化協会と合同で県内市町村を巡回し、多文化共生に関する取組状況や考え方等についての意見交換を実施しており、今年度も継続して実施することを予定しております。

また、「市町村振興総合補助金」という、県から市町村にメニューを提示しその中から事業を選んでいただくという補助事業がございますが、平成26年度からその中に「多文化共生推進事業」のメニューを追加いたしました。市町村や民間団体が「多言語化」「日本語講座」「相談事業」を実施した場合に補助をする制度です。補助を活用することで、市町村等の多文化の取組促進を図って参ることとしております。

平成28年度多文化共生推進事業については、以上でございます。御審議についてよろしく願いいたします。

市瀬会長) ありがとうございます。

平成28年度の実施予定事業につきましては、従前から行ってきたものと新規のものがあると思いますが、委員の皆様からぜひ御意見や御助言をお願いいたします。

金委員) 冒頭の高砂理事の御挨拶の中でヘイトスピーチ解消法案成立のお話がありましたが、これは多文化共生の理念は反ヘイト・反差別と異なるものではなく、意識の壁解消事業などについては重なる部分も大きいと思いますので、人権問題は担当部署が異なるなどの問題もあるのかもしれませんが、それにとらわれずに協働してぜひ積極的に施策を実施していただきたいと思います。当然これは国の法律に基づいた施策ですから、県としてもある程

度予算化しやすいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

課長) ヘイトスピーチ対策に関しましては、人権の担当部局のみならず我々も当然担当部署という認識はありますので、必要に応じて予算措置を行っていくこととなると思います。しかしながら、法律の成立時期と予算要求の時期が合わなかったのが、平成28年度事業には反映されていないという状況です。来年度以降必要に応じて対応していきたいと思いません。

阿部委員) 啓発ツール作成事業について、まだ具体的には教職員関係者向けか児童生徒向けかについて決まっていないということなので、要望といたしますか、どうしてもそういう方向にいくだろうということについてお話をさせていただきます。これはやはり一つの人権教育と捉えて良いと思いますので、パンフレットを作成する際に考えていただきたいのですが、小学生くらいの子供にとって「外国人」というと、どうしても欧米の方を考えてしまうという傾向にあるということです。多文化共生を考えた時に、地球上にはもっといろいろな文化があって色々な人種がいるということ、相手の人権も大事にしながら意識できるようなものになっていくと良いと願っております。

李委員) 先ほどの評価指標6は非常に大事だと思うのですが、このままでは来年度の評価指標を出す段階で困るのではないかとことです。要望としては、例えば生活の壁を解消するということで、せめて外国人がどういう仕事についているのか現状を整理し、具体的に展望がみえるよう、実情を把握するような事業を設けた方が、来年度に指標を整理するのにも良いと思います。

課長) 具体的な内訳データの正確な把握についてはなかなか難しいところがありますが、極力情報収集に努めて参りたいと思います。なお、高砂理事からも御説明しましたが、外国人労働者の方々に、せっかく日本に来て一生懸命やっただけの方々について、どのようにすれば地域に定住していただけるのかということを考えることは重要な取組だと思われまして、特に外国人の持っているスキルを十分に活かせるような仕事を見つけることが重要だと思いますので、どういった取組が効果的なのかその可能性を探っていきまして、来年度以降の事業に活かせるよう取り組んでまいりたいと思います。

市瀬会長) 指標の6については、短期的・長期的な目標として先ほどから多くの委員からの御意見がありましたので、御検討をよろしく願いいたします。他にございますか。

古舘委員) 多文化共生シンポジウムの開催について、今年度は外国人住民との連携を考慮して実施したいというお話でしたが、昨年度の柴田町でのシンポジウムでは多文化共生という言葉を知らないという民生委員が45%いたというお話でした。今後多文化共生という言葉をどのように啓発していくとお考えか具体的に教えてください。

課長) 昨年度の柴田町のシンポジウムでは、民生委員の方々も含め全ての参加者に対してのアンケート結果でしたので、必ずしも民生委員の方々だけでそういう認識ですということではないのですが、今年度につきましても、県としての考えは先ほど申し上げたとおりですが、市町村の意向もありますので、調整を図りながらテーマ設定をしていくこととなります。

多文化共生につきましては、条例制定時は非常に関心が高まったのですが、近年はやや関心が低下しているのかなというのが担当課として感じているところですので、どのように進めていくのが効果的かということについては市町村のお知恵を借りながら実施していきたいと思います。

宮澤委員) 外国人県民アンケートについてお聞きします。これは5年に1度など定期的に実施されていると思いましたが、今後の予定をお聞かせください。

課長) 多文化共生計画は5年ごとに改訂しており、改訂の前年度に大規模な外国人県民アンケート調査を実施することとしておまして、それが平成29年度となっております。ですので、来年度にアンケートを実施して平成30年度に計画を改定するというスケジュールになっております。

市瀬会長) ありがとうございます。5年経って県内の様子もかなり変わってきているのではないかと思いますので、そのアンケート調査の結果が待たれるところです。

今年度の事業計画について私からも少しコメントさせていただきますと、先ほど阿部委員からも御意見のあった啓発ツール作成ということで、教育現場における啓発が大事だということでもかなり前から議論になってきたことであり、一時は副読本の作成という話もありましたが、ぜひパンフレットという形でも結構ですので、ひとつ前に進んでいただければと思います。阿部委員からも御助言がありましたように、現場の声も取り入れながら作成いただけるとありがたいと思います。

一方で、児童生徒に配布するとなると相当な部数が必要となりますので、この予算ではどうかと思いますが、教職員関係者向けということであれば何とかできるかと思いました。

また、私は(5)の多文化共生推進連絡会議運営事業について大変注目をしておりまして、多文化共生社会推進計画ができた時点で、県庁内の関連する課において多文化共生に係る認識が必要であるという議論が繰り返しありました。先ほどの人権に関するセクションとの連携についても重なってくる部分かと思っておりますので、ネットワークを図るための連絡会議について期待しております。ぜひ推進していただき、その結果を教えていただきたいと思っております。その他に何かございますか。

阿部委員) 県庁の中で、他に外国人に関わる施策を担当している部・課が他にあるのかどうか、もしあるとすればどういった事を行っているのか教えてください。

課長) 県の組織は多岐にわたっておりますので様々ございますが、例えば当部の国際経済・交

流課では全般の施策を実施しており、その隣にあります海外ビジネス支援室では主にビジネス関係の具体的な事業について実施しております。それから視点を変えまして、多文化ということで文字どおり文化関係の事業を外国との間で実施している消費生活・文化課という課がございますし、住民に身近な生活面で、社会福祉や医療関係での施策については保健福祉総務課という部署が担当しております。また、残留孤児等に関する事業については社会福祉課が、留学生や子弟の教育については教育庁の高校教育課や義務教育課が関係しております。

多文化共生推進連絡会議については、類似の会議を平成26年度に実施しており、その際には、ホームページの多言語化という観点から広報課が、また男女共同参画事業などを実施している共同参画社会推進課や、先ほど高砂理事からお話した観点から観光課などにも参画いただきました。このように様々な分野で外国人のための施策を行っておりますが、事業担当課が国際業務を行っている認識を持っているかどうか、多文化共生という認識があるかどうかについてはやや心許ない部分もありますので、こういった連絡会議を実施して再び多文化について認識していただくことが必要と考えております。

阿部委員) 定期的なネットワークの確認の場は特になのでしょうか。

課長) 県庁の各課が行っている多文化共生に関係する事業については毎年度照会して取りまとめております。ただ、これまでフリーに議論するような場がなかなかなかったものですから、今回それをやってみようということで計画しております。

市瀬会長) ありがとうございます。理念の啓発という意味もあるとは思いますが、各担当課から上がってくる情報もあるかと思しますので、そういったことについてもフィードバックをよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事については以上を持ちまして終了させていただきます。
進行について事務局にお返しいたします。

司会) 委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。

それでは最後に、「その他」として今年度の開催予定等について事務局より御説明いたします。

総括) 委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。私からは簡単に今年度の開催予定について説明いたします。昨年度は当審議会を2回開催させていただき、委員の皆様には今年2月に第5期委員に御就任いただきました。今年度は現在のところ本審議会の1回のみの開催を予定しておりますが、今後諸事情が生じた際には改めて皆様に御相談させていただき開催する可能性もありますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

司会) それでは、以上をもちまして本日の多文化共生社会推進審議会を終了いたします。本日はお忙しいなか御審議いただきありがとうございます。